

第 1 1 回農林水産本省入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成 2 2 年 1 1 月 1 0 日)

開催日及び場所		平成 2 2 年 6 月 1 0 日 (木曜日) 農林水産省第 3 特別会議室	
委員		沖本 美幸 (公認会計士) 横田 絵理 (大学教授) 青柳 義朗 (地方自治体監査委員)	
審議対象期間		平成 2 2 年 1 月 1 日～平成 2 2 年 3 月 3 1 日	
審議対象案件		6 6 件 うち、1 者応札案件 7 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 7 件	
抽出案件		1 0 件 うち、1 者応札案件 5 件 (抽出率 15. 2%) (抽出率 40%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5 件 (抽出率 50%)	
抽出案件内訳	物品・役務等	一般競争	9 件 うち、1 者応札案件 4 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 5 件
		指名競争	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (企画競争・公募)	0 件 うち、1 者応札案件 0 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
		随意契約 (その他)	1 件 うち、1 者応札案件 1 件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0 件
	(特記事項)		
委員からの意見・質問、それに対する回答等		意見・質問	回答等
		(詳細に記述すること。) 別紙のとおり	(詳細に記述すること。) 別紙のとおり

<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>[これらに対し部局長が講じた措置]</p>	<p>特になし</p>
--	-------------

事務局：大臣官房経理課会計指導第1班

(注1)必要があるときは、各事項を著しく変更することなく、所要の変更を加えることができる。

(注2)公益社団法人等とは、公益社団法人又は公益財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第42条第1項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含む。）をいう。

## 委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回答等
<p><b>○随1 戸別所得補償制度導入推進事業（広報普及活動に係る新聞広告掲載業務）</b></p> <p>○ すみません、契約ということではなくて、日本農業新聞について、一応、選択する理由という形で書いてあるのですが、「発行部数が多く」となっていますが、何部ぐらい発行されている新聞なのでしょう。それから、農家向けということなのですが、農家になるのでしょうか、各家庭に配布されるような新聞なのでしょうか。教えていただければと思います。</p> <p>○ 同じようなことですが、発行部数38万部の読者がすべて水田農家の方とは限らないと思います。それでも一般紙よりもこの農業新聞を選んだ事情を教えてくださいませんか。</p> <p>○ 今回の質問に関連してですが、180万戸のうち38万戸しか行き渡らないということであれば、決してこれは効率的な方法ではないかというのが1点。2点目は、このような情報を伝達するということが今までも</p>	<p>○ 発行部数は38万部になっております。もちろん、一般紙と同じように値段は月二千幾らだったと思いますけれども、各家庭に配布されるということです。農家数自体はもっと、先ほど申しましたとおり水田農家は180万ぐらいいるので、これでも全員ではないのですけれども、一番カバーされる新聞と考えております。</p> <p>○ はい。一般紙は、都市部では、県別のシェアを見ると結構多いシェアを取っております。農村部に行くと、やはり普通の新聞という意味では各県内の地方紙が非常にシェアを持っております。ですので、お金が非常に多くあって、大規模な予算を使ってPRするという場合は、全国にある各地方紙に広告を打つということも、それはもちろん農家の方々に地方紙を取られている方が多いのでそういう手段はあるかと思えます。</p> <p>ただ、今回は限られた予算で、全部の地方紙に1面で広告を打つと、多分、相場としては1億弱掛かるのではないかなと我々は承知しております。そういう意味では予算を緊急でこれは手当てしなければならなかった案件ですから、そんな予算も手当てすることはできませんので、予算の現実的な範囲内で、農家をターゲットに一番効率良く打てるということで、日本農業新聞かなと選んだところでございます。</p> <p>○ 農業でもいろいろな畜産だとか、果樹だとか、水田だとかありますけれども、水田農家というのは一番専門の比率が低くて戸数が多い分野になります。今までお米関係のさまざまなそういった大きな政策転換が行われるとき</p>

あったと思うのですが、その場合には、地方紙を使うとコストが掛かるということでしたので、どのようにやっていたのでしょうか。

というのは、前の年の夏だとか、もっと秋の早いうちに制度の骨格が決まって、その都度、県の担当者、市町村の担当者に農政事務所なり本省の人が説明会をして、我々が手作りのパンフレットとかビラを作って、農家に伝播をしていくと。これは時間がややかかりますけれども、そういう形を取っておりました。

もちろん今回の政策決定、政権が代わったというのがあって、従来よりもかなり遅い時期で、農家の方々はもう来年の春の田植えの種々の準備が迫っている中で、制度を早く教えてくれというのはひしひしと我々も感じておりました。もちろん説明会もやる中で、種々の準備とかも控えている中で、単価が例えば10a当たり1万5000円とか、そういうことを早く農家が知りたがっている。自分から積極的に農水省のホームページにアクセスするような農家の方々はそれを知ることができますけれども、兼業農家の方とか、そういう自分から農水省のホームページに来て情報を取りに来る方々ばかりではないと考えております。

もちろん、38万戸というのは180万を分母にするとまだまだな数字ですけれども、選び得る手段としては、速効性のあるものとしては一番最も数としては多いということでございます。

○ 従来は個別に各農政局あたりから説明を申し上げていたもので、新聞で広告を打つということは必要がなかったとお聞きしました。今回は政策の決定が遅れたのでこれをやらざるを得なかったという、今回の特別の手当と考えてよろしいですか。

○ 今、委員がおっしゃった点、1点、そのとおりでございます。もう一点は、これまでになく、マイナーチェンジ的な政策変更であればそこまではする必要はないのですけれども、政権が代わって、まさに民主党は戸別所得補償ということで政権を取って、本当にこれまでの農水省の米政策の中でも最大の転換であったということ、決まったのが遅かった、大きな転換であったという、この2点があるかと思えます。

○ 分かりました。今後とも、広告の効率性とか予算の適切な使い方ということに注意をしてお願いします。

**○競11 平成21年度優良農地確保支援対策推進  
調査業務**

○ 総合評価の一般競争入札の関係で、課題として手続開始から契約までに時間がかかるとか、手続に伴う事務量の増大があるとか、発注する側も応札する側も手数が掛かるということがあるのですけれども、金額基準というのは何か設けられていらっしゃるのか一つ教えていただきたい。少額な契約金額についても幾らぐらいの金額がその目安になっているのか教えていただきたい。総合評価方式を採用する場合の金額基準があれば教えていただきたい。なければ、ないで結構です。

それからもう一つ教えていただきたいのが、26ページの検討結果報告書を見て、技術審査委員会という形で委員の方が何名か記載されていますが、総合評価を行った方なのでしょうが、この委員会のメンバーはどのような方がなられているのか教えていただきたい。この2点をちょっと教えていただければと思います。

○ どういう方が委員になられているのですか。評価される委員の方。資料に技術審査委員とかで何名かメンバーの名前が書いてあって、この方たちが担当され、検討して採点されたということですよね。総合評価。そうではないのですか。

○ 28ページの検討結果報告書に印鑑を押されている方がいらっしゃいますよね。

○ こちらは3件が応札した訳ですが、採点集計表を見ますと技術点では別のところが高いように思えるのですが、どのような要素を勘案してこの公益社団法人が応札したのかを教えてくださいませんか。資料の見方が間違っていたら申し訳ありません。

○ ウェート付けとかは決まっていますか。こ

○ 総合評価落札方式を採用するか否かという金額によるメルクマールは特に設けてございません。

○ はい。そうですね、こちらにつきましては、まず委員長につきましては当課の課長ということでございまして、業務の責任を負っている者でございまして、これらの委員の方の中で検討いただいて評価をしていただいたということになります。

○ 総合評価落札方式の場合は、価格点と技術点の合計点によって最も高い数値のところを落札者とするような方式になっております。

○ この案件に関しましては、価格点の配分を

の技術点を上回るほどの価格の格差が付いていたということでしょうか。

○ 価格の差はどれぐらいだったかの資料は付いていますか。

○ 分かりました。なるほど。これで技術点を上回ったのですね。5割計算をすると上回ったのですか。50、50でウェイト付けをすると、この財団法人が計算上は一番だったということですか。

○ 実は同じような質問をしようと思っ  
ておまして。おそらくこの3人の考  
えているところは同じだと思うので  
すが、総合評価方式という評価者  
の評価によって違ってくるという  
ことになると思うのです。そうす  
ると、その評価者がどういう点を  
付けるかということが大きな要素  
になってくるのです。この案件に  
ついては評価者が誰かというのは  
なかなか分からないのですが、ほ  
かの案件については評価者が誰  
で、誰がどういう点を付けたか  
というのが分かって、極端に評価  
が振れているものもあるのです。  
この人はいいと言っているけれど  
、この人が悪いと言っているのが  
あったりする。この総合評価方  
式をやったときに、価格だけではなく  
て、こういった判断の要素が入ると  
いうことは、外から疑義を持た  
れる可能性があるのではないかと  
考えます。

今後はまた追々、皆さんで議論  
していこうと思うのですが、総合  
評価方式の技術審査委員の構成  
です。極端にいい人と極端に悪  
い人がいたときに、それをどの  
ようにするのか。例えば評価点  
の上と下は切って平均を出すと  
かいろいろなやり方があるかと思  
うのですが、このような基準が明  
確になって、その恣意性もない  
ということが重要です。結果とし  
て公益法人が選ばれているとい  
うケースが多いですから、その  
辺を明確にしないと「一般競争  
の総合評価にしました」といっ  
ても「随契と変わらないじゃない  
か」と言われる可能性がある  
と思っています。これはまた新し  
いテーマとして考えていかなけ  
ればいけないのではないかと  
思っています。よろしいでしょ

50点としています。

○ 価格の差というのは、この入札  
執行調書の金額のところは価格  
の差ということになります。

○ そうです。

うか。

- あと価格の問題も、最初にお話ししたのが、やっぱり双方に手間が掛かるのですね。

ですから、あまり安い契約金額でこれを行政に求めるのも気の毒ですし、発注者側も大変だということから、価格でやれば違う結果になっていたのではと思います。一般競争入札を総合評価と違って価格でやればですよ。だから、総合評価を使うかどうかというのは、いろいろ検討の余地があるということをお願いしたいということです。

### ○競 9 世界食料需給動向等総合調査・分析関係業務（食品販売事業者における輸入食材利用等実態調査）

- こちらも結果的に公益法人が応札しているとのことですが、先ほどのプロセスとは多分逆で、金額はそんなに低くないけれども、技術点がとても高かったところが結果的に落札していますね。この社団法人の名前だけを見ると、この仕事のためにある法人で、そこに行ってしまったのではないかとも思われます。違うと思いますけれども、誤解を受けることがありますし、あきらめずと思うようにぴったりの団体名ですね。たまたまだとは思いますが、その辺については、かなり技術力が大変高かったのですか。例えば飛び抜けてこの仕事についてここは何かノウハウを持っていたのだらうと思われるのですが、何かコメントはございますでしょうか。

- 関連した質問なのですが、食品需給研究センターに対するCの方の評点は、ほかの人と比べて高いのです。別の者に対しては、この方は、ほかの方と比べて随分差があると思うのです。

ここは公表されるものかどうか分からないのですが、やはりこれが本当に客観的に見て正しいのかどうかという疑義を持たれないようにしなければいけないのではないかというのが感想です。片方の点数と他方の点数とで大きな差が付いているものですから。正しい

- 過去の事業実績も評価対象になっているとおり、ノウハウを持っているところに委託するための技術点の評価でもあります。当事業者は、これまでの実績などを見ましても、確かに食品関係の業務をたくさん行っているといったような事業者であります。ただ、評価というのは、実際に事業者が提案してきた企画提案書やプレゼンを見て行うわけですので、結果的に需給センターの技術点が高かったですけど、初めからここに委託しようといったわけではなくて、ここが1位でなかった審査員も何人かおられますので、そういったものの結果としてここに落札されたといったことだと思います。

- 検討していきたいと思います。
- 今回の件では会計指導を行っておりまして、総合評価につきましては、大体、今、最も厳選な評価方式ということで取り入れて、なるべくそういう方向で動いております。この審査委員につきましては決して恣意的なものがないように我々も指導をしておりますので、そこは十分そういった点でやっていきます。おっしゃるとおり、先ほどのような点が高いとかいろいろなことが個別的にはあろうかと思いますが、そこも注意して我々

のであろうと思うのです。ただ、ほかの方の点数を見ても、そんなに大きなばらつきがないと思うのです。

ということを考えますと、先ほど1回前で申し上げたように、あまりのアウト・オブ・レンジのものはもう一度再考するか、どうしてだということ聞いていかないと、「一般競争契約ですよ」といっても「随契でしょう？」と言われてしまう可能性があると思います。どうもありがとうございました。何かこれについてあれば。

○ はい。よろしくお願いします。

**○競42 平成21年度食料自給率戦略広報推進事業委託事業（米粉の普及・啓発に向けた集中展開事業のうち（I）認知拡大に向けた展開）**

○ このような広告関係なのですが、前年度以前に似たような類似の契約があったかどうか。それがあつたらどちらが受注したのか1点教えていただきたいのと、概要のところの備考で、説明書を受け取った業者が13者、説明会に参加したのが11者と大変興味を持ったのですよね。にもかかわらず、1者しか応札しなかったというのがちょっとよく分からないのです。

それで、83ページに原因を書いているのですけれど、「参加しても受注見込みがないと判断した」というのは、どんな理由で受注見込みがないという形で3者がお考えになったのか、その辺をちょっと教えていただければと思っております。

○ 米粉以外でも。だから、農水省が過去やっておられたような広告で、どういった業者が過去に受注されているのかというところで。

○ そうですね。

も指導してまいりたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○ まず、テレビCMなりの放送でございますけれども、米粉の消費普及啓発を図るテレビCMというのは、今回、この時期に初めて実施いたしました。

○ なるほど。我々の方の食料自給率向上の事業では、やはり電通さんがこの前の年に実施しているものがございます。

○ はい。それから、受注見込みがないと判断した具体的な中身でございますけれども、83ページにアンケート結果を簡単に書かせていただいているのですが、それぞれ具体的な中

身というのは若干3者さんで違っているのですけれども、そのうちの1者の方は、効果的に技術点を獲得できる見込みがないということでございますので、比較的テレビCMを放送する枠を確保するのにそれなりに金額がかかるため、今回も予定価格は1億2000万円でしたが、応札額が1億1550万ということで比較的高い落札率で行っておりまして、そういう意味では放送量を確保するのに苦心されたのではないかなと認識しております。

また、別の1者の方ですけれども、「ターゲットを明示していない」と具体的に書かれていたのですけれども、そちらの方は、ただ仕様書の方には10代、20代の若者をターゲットにしようとして明示していましたが、読み落としではないかなと思っております。

もう1者の方は「CM制作を受注している業者が行うべき業務」としておりまして、CM自体というのは別の事業で同時並行で作ってございまして、恐らくCMの中身が具体的なものが分からないのにどういう放送枠かというのが分からないということではなかったかなと思っております。

○ アンケートの中で、公示期間が短いというようなことがあったかと思うのですが、金額がかなり大きいことなのですが、これが12月になってしまった事情は何かおありでしょうか。

○ 先ほど青柳委員の方からもご質問がありました、契約の相手方の過去の実績ですね。過去、こういうことをやりましたというのは69ページにたくさん挙がっています。こういった実績をたくさん持っている企業は、やはり応札をやりやすいということにはなるかと思えます。ぜひ、契約の相手方の欄に、過去の実績を記載していただけるとわかりやすくなると思います。

もう一つは、アンケートに、参加しても受注の見込みがないという意見についても、効

○ 時期的にちょっとずれ込んでしまったというのは、やはり政権交代があったということございまして、その上にも、政務三役のご判断をあおいでいたりとか、ちょうど同じ時期に事業仕分けが行われていて、まさにこの公募事業もその対象になっていたというのもあるとあって、そっちの作業にも忙殺されていたとか、そういう複合的な理由がございまして。

○ 確かにテレビCMの放送枠を買う、割とテレビ業界自体が四半期ごとに番組編成を変えていくということなので、確かにそういう意味では時期的にもっと早く発注なり、公募なりをすることというのはやはり大事なかなと思っております。確かに時期的にはちょっと遅かったかなという反省はあります。本年度、仮に、まだテレビCMを放送するような事業というのは実施していないのですけれども、そういうことを実施する必要がある場合にはすぐに、なるべく早めに公募を掛けたいと

果的に技術点を獲得できる見込みがないというものがありました。技術点のどこが問題なのか分かればほかの方も入札しやすいのではないかと思います。そこのところはいかがでしょう。

○ 技術点を取るのが難しいということアンケートで言っていますよね。これはどういうことですか。我々は分からないのですが、彼らにとってはどういうことをやれば技術点が高いというのは分かっているわけですね。

○ 分かっていますよね。そうすると、ではこれは農水省の問題ではなくて、相手の技術力が低いからなのか、あるいは高いことを要求しているからできないのか。これはどちらでしょう。

○ なるほど。

○ 分かりました。その辺も具体的にお示しいただければ分かるのではないかと思います。

#### ○競46 南米農業確立技術利活用促進事業

○ 説明書受領者が19者で、すごく興味を示されているわけですが、5カ年の事業となりますけれども、前年の契約は東京農工大なのです。ここでは3者が応札されたのですが、このエックス都市研究所というのはこの中に入っていたのでしょうか。まず一点、ちょっと教えていただきたい。

○ もう一点だけ教えてください。22年度以降

考えおります。

○ それは分かっています。

○ この事業で我々が考えますのは、要求する水準が高かったのであろうと思います。

○ ええ。この落札された業者さんというのは日本でもトップクラスの広告代理店さんなのですけれども、要はテレビCMに放送枠をわれわれがお示した予算額で調達するというのは、相当やはり金額的に難しいという部分があったようでございまして、トップクラスでそうなので、言ってみれば他の業者さんというのはこの金額では無理だなと判断されたのではないかなと想像しています。

○ 20年度につきましては、エックス都市研究所は入ってございません。それから、1ページの備考欄に説明書受領業者19者と書いてございまして、入札説明会に参加した業者は1者のみで、そのほかに直接取りに来た業者が2者で、それ以外のところにつきましては、こちらの方から「こういう事業を公募しているのだけど」ということで資料を送付するなどして、その合計が19ということになります。

○ はい。基本的には毎年度の競争入札という

のそれぞれの事業なのですが、これは、前年の契約というのは影響しないでやれる内容なのでしょうか。

○ ただ、5ページなのですが、23年度と24年度の記載内容を見ますと「前年度の結果を踏まえる」と。それから24年度も「前年度までの結果の引き継ぎ」と書いてありますので、だからどのタイミングで、例えば22年度で全く競争が成り立つのかと、成り立てば22年度の取った業者は非常に有利になるという傾向があるのです。だから、競争が成り立つかどうかということ。だから、そのノウハウというのがやっぱり1回取ったところは有利になるというのがありますので、そういったことも考慮されてやっていただきたいなと思います。

○ この事業が、継続性があるということであれば、それはそれで仕方ないというか、そういう事業もあると思うのですけれども、今回のエックス都市研究所というところが、仕様書というか、通し番号でいくと37ページなのですけれども、昨年、これのお仕事に関連した東京農工大学のバックアップが取れるから大丈夫ということが書いてあるのですが、こういったバックアップ体制が取れるということがあるからここが大丈夫ですということを手を挙げたという事情があると思えばいいのでしょうか。ほかはあきらめてしまったけれども、ここだけはそういう関係性を持っているし、いろいろな話を聞けていたから可能だったと考えればよろしいのですか。そういう事業なのだというのであれば、それでいいと思いますけれど。

ことになります。アンケート調査の中でも、こういう連続ものの事業については継続性という観点から複数年契約のような形をとった方がよいのではないかという意見も出たのですが、ただ、現在の契約形態ではそういうことはできませんので、単年度ごとに競争入札をせざるを得ないという状況です。

同一の者が続けてやるのに比べると、継続性という面で心配な面もありますが、そこは前年度の成果をきっちり引き継いで、足りない部分は我々もフォローアップするなどして、支障がないように進めていきたいと考えております。

○ エックス都市研究所が最終的にどういう判断で入札に参加したかというところは詳しくは承知はしていませんが、もちろん事業をやる中で実施体制というのは重要な部分になりますので、そこが確実に担保されたと考えたというのは、この入札に参加しようとする大きな要因の一つではないのかなと推測しております。

○ 先ほど、委員のご発言にもありましたが、今後の実施に向けまして、21年度の成果については、新しく入札しようとする企業・団体に提供しますし、また、昨年度実施しましたエックス都市研究所も、公募についてはどの者もオープン、平等だということで、昨年度業務の情報提供についても協力するように指導してまいりたいと思っております。

○ 東京農工大は応募してこなかったのですか。

○ ということは、できないと考えていたのでしょうか。

○ 非常に事務的な数字の話なのですが、ちょっと分からないのは、この資料の中に書いてある数字がばらばらということです。統一が取れていない。例えば契約金額が、表紙と9ページとで異なっている。それから、49ページにまた異なる数字が出てきていて、数字の整合性がないと思っていますので、今でなくて結構なので、何が正しい数字なのか教えてください。1ページ目、9ページ目、49ページ目。今でなくて結構です。

#### ○競49 農業政策の新たな展開に係る計量経済分析に関する調査委託事業

○ この事業と類似した内容の事業で、前年度以前にやっているようなことはありますでしょうか。

○ その契約を受注したところは、この財団でしょうか。

○ 前回は1者応札でしたか。

○ いや、今回だいぶ、別のところよりも低い金額で価格を出してきたので、一応、競争が少し成り立ってきたのかなというような印象

○ はい。応募してきませんでした。

○ 東京農工大学から聞き取りしたところによりますと、当初は参加する方向で考えていたのですが、途中で仕様書の内容の読み違いに気付いたということで、当初計画していた実施体制ではこの事業を進めることが難しいと判断して、参加を断念したと聞いております。

○ 内容的というか、分析の手法としては似たものを行っております。それは昨年度なのですけれども、農水大臣のご指示で、米の生産調整の制度を見直すということで、いろいろな政策的な検討をするということがありまして、そういう米の政策の見直しが農業・農村の構造にどう影響を与えるのかということで、分析の対象になる政策が違うわけですが、このような類似の分析を行っております。

○ 同じところですか。

○ いや、1者ではなかったと記憶しています。

○ そうですね。  
総合評価方式の導入も効果があったと思いますけれども、価格的にもかなり競争効果が

を受けたのですけれど、どんな状況なのか。

○ このモデルを使って分析をするという業務ですが、このモデルは、農水省さんのモデルではなくて、この農政調査委員会という組織のモデルであると考えればよろしいのでしょうか。

○ モデルの所有権は農水省と考えてよろしいですね。

○ 技術審査委員に農水省の方が多いのですけれど、1人だけいる外部の方との点数の差が極端にあります。なぜかという疑問があります。

○ それは私には分かりませんが、的を射たことなのでしょう。

○ それでこの点差ですか。

働いているのではないかと考えております。

○ モデルは我々のモデルではありませんで、農政調査委員会さんの方で施策の内容を踏まえて、農政調査委員会さんの方でいろいろな有識者の皆さんにお話を伺いながら、こういう効果がこのレベルの農業者にはあるのではないかというようなことを分析していった上でマトリックスを作りまして、年次変化を追っていくというシミュレーションになります。

○ これは委託ですので、農水省の方にあります。

○ これは私の推測の部分も多分に、多分に入りますけれども、私も審査委員の一人に入っておりますけれども、この外部の方は、専門が6次産業化という、まさに分析対象になっている政策が専門の方でいらっしゃるという印象をもちまして、もう一つの競争参加者ですけれども、この企画の中身が、6次産業化の概念を少し取り違えているという印象をお持ちになっているのではないかなと思います。そこが多分、大きな違いに出ているようなコメントになっているようです。

○ そうですね、私もだいたいそこには差を付けているのですけれども、もう1者の分析手法というのがかなり手広くというか、いろいろな要素を考慮していただいている、例えば天候不順のときの効果とかいろいろなものを織り込んだ結果、政策の影響というのがいろいろなものでぼけてしまうのではないかなというのを私は印象として持ちまして、そういうところで6次産業化みたいなものの分析という意味では不適當な部分があるのではないかなと思いました。そういう意味では、彼の結果は私の結果と似ているので、そういうことがあったのではないかなと思います。

○ その辺のところは、多分、6次産業化について特に専門的な知見をお持ちの方から見ると、大きな差があったのだらうと思います。

○ 表面的にこの図だけ見て、ほかの人と比べてどうしてだろうと。農政調査委員会には、農水省のOBがたくさん行っているから、このような点数にするともう1者の方が値段も高いし、農政調査委員会の方が良いとしたと勘ぐられないでもないですね。

具体的には、外部の方だけでもう1者と大きな点数の差があるので。

そのところが何かの思惑が働いているのではないかと。ないとは思うのですが、勘ぐられる可能性があります。最初に申し上げて、その時には、いらっしゃらなかったかもしれませんが、やはりこの総合評価方式という判断のところが入ってくるので、後で何か言われたときに、今のようにきちんと説明ができるようにしておかないと、一般競争入札ではないのではないかと思われる可能性があるということです。

○ こういったものを公表するか否かは分かりませんが、重々、疑念が持たれないような形をお願いします。

#### ○競50 農山漁村への先進的技術の導入による地域活性化検討調査委託事業

○ すみません、入札の執行調書で、8ページですか。価格点の配分なのですが、先ほどの契約のときに聞けばよかったのでしょうかけれど、前半部分のときは50点ということだった。この20点というのはどういったあれでこの価格点の配分を変えてくるのかちょっと教えていただければと思います。

○ 総合評価方式の問題点のもう一つ、最初の方に申し上げましたが、恣意性というのがあるのですよね。だから、先進的技術といったことでウエート付けを変えられるということが一つあるので、それが恣意的かどうかといった点も、それはいろいろお考えになるのでしょうか、そういった問題があるという点を考慮していただければと思います。この契約に関しては50点であってもこの

○ そうですね、中身についてはそれぞれ見る観点が違っておりまして、それぞれの、5人おりますけれども、食料安全保障の観点の人、私などは全体を見るつもりで見ていたけれども、あと、シミュレーションの専門の人間とか、そういう観点が違うので点数にばらつきが出たりという部分はあるかもしれません。

○ はい。

○ 今回、大きな目で見ると、やはり先進的な技術を知っているかどうかというところに重きを置いていまして、安ければいいというものではなくて、やはりそういった提案をちゃんとできてくる業者を選びたいという観点から、そういう点数配分にさせていただいております。

ような取る結果にはなるのですけれど。計算的には。

○ 技術審査のプロセスについて教えてください。この審査をなさる方々は、付けてきた金額も踏まえて点数を付けられるのでしょうか。それとも金額はご覧になってはいませんか。

○ ここの配分なのですが、何か基準があるのですか。技術が極めて重要であればこのようにするとか、何かそういった大枠が決まっています、それに従ってやるのかどうかというのはいかがですか。

○ 備考のところには改善点が、前の案件もどの案件も書いていないのですけれど、もうこれで完璧に改善点はないとお考えになっているのか。どうしたらもっと良くなるのかというところを、ぜひお書きいただければと思います。

**○競56 平成21年度有害化学物質リスク管理基礎調査事業（黒糖中のアクリルアミドに関する追加調査）**

○ 概要の備考欄に、時間的・人力的に実施できる事業者に限られたというのと、あと、分析すべき項目は5項目にわたってすべての項目ができる事業者に限られるというのですけれども、この入札説明会に参加された4者のうち、このすべての項目ができる事業者だったのは何者だったのでしょうか。

○ もう一点だけ教えたいと思うのですけれども、アンケートを取られて、例えば

○ 金額は見えていません。

○ 総合評価落札方式を行うに当たりましてはガイドラインを示しておりまして、それに基づきまして、例えば技術性が高いものを要求する研究開発においては、技術と価格の割合が3対1以内になるようにというようなことでありますとか、調査事業でありますとか広報事業のような場合には、それよりもう少し低く2対1以内とするように、というような大枠をこちらの方で示しておりまして、その範囲内で行っていただいております。

○ アンケート調査ではそのような回答が得られていますけれども、恐らく、実施期間さえ十分に取ってあれば、すべての事業者が参加可能ではなかったかと思っております。ただ、どうしても年度末で区切らなければいけないという事情と、試料を入手できる期間が1月から3月までに限られていて、しかも貯蔵ができないサンプルだったという事情がありまして、どうしても次の年に繰り越すことができずに年度内に実施したというものです。

○ 消費・安全局では類似の事業を多くやっているのですけれども、最近、入札参加者が非

20ページの、要するに参加しても受注に結びつかないという判断が多いですね。「他者より入札額が高いと判断した」とありますし、26ページに「前回も同項目の入札において落札価額が著しく低かった」というのが書いてあるのですけれど、この辺はどのように分析されていらっしゃるのですか。

○ 先ほど、分析するものが1月から3月までしか手に入らないということだったのですが、もっと前にアナウンスだけはしておいたのではないとも考えられますが、アナウンスについて、1月になってしまった理由というのは、追加調査だからでしょうか。何か特別な理由がありますか。

○ 是非、仕様書を作るのに時間がかかったということを言わないようにしていただきたいと思うことが一つ。それから18ページに、アンケートの中にホームページの改善が必要だと書いてあるのですが、具体的にどのようにすべきかとかを把握する必要がありませんか。せっかくこういう意見があるのであれば、どこが悪くて、どう直したらもっといいのかということを知りたい方が多いのではないかと。アンケートに答えてもらっていて「ああ、そうですね。そう言われていました。」ということで多分終わらせてはいると思うのですが、そのように言われているのであれば、どこが悪かったのかということをお教えしてもらいたいと思います。

○ 説明会で説明することだけではなくて、ホームページを見ただけで分かるというようにぜひお話していただきたいと思うので、よろしくお願ひします。

#### ○競58 農業共済再保険事務処理システムルー タ等機器の購入

常に増えており、この調査は最終的に1者になってしまいましたけれども、ほかの調査事業については複数の参加者が得られていて、かなり価格面での競争が激しくなっているという事情があって、今回、そのせいで入札を見合わせてしまったという事業者もあると聞いています。

○ 先ほど申したとおり、サンプルを市場から調達するのであれば簡単なのですけれども、今回、事業者から直接提供してもらおうということで、工場のどの段階で、どのような形で試料を抜き取るかとか、そのあたりで最終の詰めにもちょっと想定していた以上に時間がかかってしまって、本来であれば当方としてももう少し早く事業を公募して、落札者だけでも決めておきたかったのですけれども、最終的な仕様書を作るのに時間がかかってしまったということです。

○ その点なのですが、消費・安全局の方では、入札に参加が見込めるような分析機関を対象とした説明会というのを3年ほど前からやっています。その中で、以前から入札情報がどこに掲載されているのか分かりにくいという指摘を受けておりましたので、ホームページのどこに入札情報が掲載されていて、どういう点を確認すべきかというあたりも含めて、今、説明会の中で説明しております。そのあたりは、我々としてはできる限りの改善をしているという認識です。

- 33ページの、過去3カ年の入札契約状況を記載していただいたのですが、類似の契約というのは19年度が初めてでしょうか。
- 19年度は競争が成り立って、2者ですけれども、落札率もかなり良くなっているの、競争が成り立つと結構いろいろな効果というか、安ければいいということではないのでしょうか、あるのかなというような印象をちょっと受けましたのですけれど。それから32ページの「当該契約についての改善すべき点」というのが記載されていて、「説明書における業務内容等の明確化」「過去の成果報告書、データ等の提供」ということに関しては、これは対応していただけるような内容なのでしょうか。
- 多分、新規業者も同じレベルで戦えるというようなことにならないと、なかなか競争は成り立たないのかなと。私はちょっと内容的によく分からないのですけれども、そんな気がしました。
- 同じようなことなのですが、入札の公告から入札実施までの期間が大変短くなっています。過去の富士通エフ・アイ・ピーさんとの契約締結日などを見ると、以前も2月になっていますので、この企業であれば、過去の経験からだいたいこんな予定であることをあらかじめ予測できたから応札できたのかなとも考えられます。そこでお尋ねしたいのですが、このスケジュールについては富士通エフ・アイ・ピーさんでなくても、これぐらいの期間で対応が可能な業務なのでしょうか。
- いえ、これ自体は、平成9年からシステムがあるということで、もう少し前から、18年度も実際は富士通エフ・アイ・ピーさんの方で別の部分についてやっていただいているところで、手元に18年の資料がないのですが、19年、20年とサーバーの向上及びその関係の付帯業務という形で2年続いております。21年度はルータのところという形で、部分部分を少しずつ更新なり、バージョンアップしていくという形を取っております。
- 明確化等については、19年を含めて少しずつ改善といいますか、する方向で動き出したとかいうことをしてきてはいるのですけれども、まだこのようなご意見があるということです。ここはまたちょっと検討して、さらなる理解をしていただけるような説明書作りというものをちょっと考えていきたいと。
- ご質問の件なのですが、一応、うちの方は特別会計でやっています、システム関係ということ自体はこれ1つしかないような状況でして、ちょっとこれ以外の部分でこういうことだからこの部分は大丈夫となかなかはっきり言える部分はないのですが、更新等を含めて実際的に付帯業務という形をやっていて、その付帯業務がその年々によってちょっとばらつきがあるというところがありますので、はっきりこれが短いとか、長いとかということとはちょっと言い切れない部分もあるのですが、ただ、アンケート等を見ても実際そのような意見があるということです。その辺はもう少し早く公告するなりしてやっていくということ自体について何か問題がある

というわけではありませんので、そのような形で、今後また更新等があるようなときにはやっていきたいと考えております。

○ 今後の改善点については備考のところに記載していただきたいということと、契約の相手方は、33ページ目に記載されているように過去に取り引きがありましたよね。この契約の相手方の過去の実績なども書いておいてほしい。

それから14ページなのですが、ここの一冊下の※のところ「上記の予定価格は、提出された参考見積書の中で最も安価な富士通エフ・アイ・ピーのものを採用した」と書かれているのです。ということは、ほかにも出した人がいるのですか。なぜこういうことを申し上げているかという、入札説明書の受領業者6者で、入札説明会参加業者は1者、応札者は1者ですから、富士通エフ・アイ・ピー以外の数字をどこから取られたのかが分からないですね。

次は、予算との乖離ですが、これは競争効果でしょうか。

最後に「契約手続等」の箇所なのですが、皆さんの○×が付いているものがありますよね。ここの「契約手続等」の一番右端は、こういった趣旨で書かれているのか。本当はチェックポイントがあって、評価があって、コメントがあるのかなと思うのですが、あらかじめ全部同じことが記載されていますよね。ここのところはどのようなのでしょうか。

○ ただ、1者しか応札していないですね。

○ では、分析はちゃんとできているわけですね。

○ 最後の質問は、26ページを見ていただくと、チェックポイントはこうですよ、評価は○で

○ まず1つ目のご質問の点に対して、私は4月から来ていて、はっきりと申し上げられない部分もあるのですが、まず見積もりの関係については、12ページに参考見積もりという形で付けさせていただいて、これが事実、エフ・アイ・ピーさんのもので、あと18ページに別の者からもらっているということで、一応、この2者からもらえたというような形で、安価の方というコメントを付したという形だと考えております。

○ 実際的にはですね。

○ 予算と実際の契約金額の乖離の部分ですが、農業共済再保険の制度があるわけですが、その制度の内容の見直し等の関係から、この部分までいいということで、量的な減、実際的にこういった予算と実際の執行の部分のところは乖離が。競争の部分もあるとは思いますが、そういう部分も若干低くなっているという部分の要因かなと考えます。

○ はい。

す。「契約手続き等」が右端にあって、これはもう既に記載されたものを皆さんに埋めていただいていますよね。

○ 本来であれば、チェックポイントをこの人たちが、課長なら課長が評価されて、それで契約手続き等をちゃんと見て、○だ、×だと付けると思うのですけれど、事前に契約手続き等が記載されているということが理解できない点です。

○ ほかのところはどうだったか、今は定かではないのですけれど、本来はちゃんと調べて「そうだよね」と納得して○を付けると思うのです。おそらく、これを見ているとただ単に○を付けているのではないかなという気がするのですが、外観上もちゃんと検討したという形が残っていないと、本当にチェックしていても、チェックしていないのではないかという疑義を持たれたら損ですよ。そのところを十分注意して、ここの形式をどのようにしたらいいか考えていただければいいのです。なるべくそういった疑義を持たれないようにしていただけるとよいと思います。

○ もし、検討されて、直した方がいいと思われたら直していただきたいと思います。

#### ○競59 平成21年度生物多様性に配慮した整備計画策定手法検討調査業務

○ 印象なのですが、15ページで総合評価落札方式の技術点と価格点の記載があるのですが、技術点がかなりかけ離れてしまっているの、その辺、合理性があるのだろうとは思いますが、かなり離れているな。後ほど委員長から指摘があるだろうとは思いますが、個別にちょっと比べてみると、こんな

○ というのは、想像になってしまうかもしれないのですが、一応、入札に係る部分の委員会ということで、資料内容は一通りお見せするような形は取ってきたはずでございまして、その中で、説明者としては契約関係の担当の方ということで当方になるわけですが、その方が分かっていたための、先ほど言われたコメントみたいな部分ですね。そういう意味で、これはこのようにしていくところを、この「契約手続等」のところの欄を作って入れてあるのではないかと考えております。

○ 以後、修正していきたいと思います。

○ はい。

○ はい。私4月からまいりまして、実際評価の内容というのを私自身あらためて見させていただいたのですが、採点につきましては採点の方が評価基準等に基づいて厳正に評価点を付けていただいたと認識をしております。私個人の感想ではあるのですが、今回落札された農村環境整備センターさんの内容

に離れるものなのかなというような印象を受けました。

- この調査業務に関して、過去に類似のものを農村環境整備センターが落札しているかどうかの資料はありますか。
- 41ページに、20年度に本業務を受託・遂行していると書いてありますが、本当はそういうことを抽出案件概要に書いておいてほしいですね。
- 分かりました。この企業では、ずっとこの業務を遂行しているため、もう長い間のノウハウの蓄積があるということでしょうか。こういう技術点が出たと考えればよろしいのでしょうか。
- 契約の相手方のところに、今申し上げたように、41ページに「20年度実績あり」ということになっていますので、マニュアルか何かには、過去3年間に実績があればそれを記載してくださいと書かれているところがあると思うので、ぜひそれは書いてください。それから6ページなのですが、予定価格と予算額の差がかなり大きいですよ。半分ぐらいになっていますね。この理由は何でしょう。
- そうすると、この予算額のうち、そのアンケートの部分を除いた価額ですか。

が、いずれの各業者さんの方も最終的な成果のイメージというものをもちろん出されているのですが、その成果のイメージに至るいろいろな道筋といいますか、考え方というものをより具体的にかみ砕いて提示されている、プレゼンされているのかなというところが、こういった高い評価につながった、我々評価する側にとって非常に理解しやすかったということが、こういった高い点数につながったのではないかという印象を持っております。

- はい。このセンターは平成3年に設立されておまして、もともと農村環境の保全とか創造にかかりますいろいろな知見を有することでこの団体は設立されておまして、以降、そういった分野を中心にいろいろな業務をやられて、技術力を高めてきていただいたと思っております。センター設立以来、かなり年数がたっておりますので、そういった技術力の蓄積というものがやはり今回の業務にもこういったプレゼンという形で表れているのかなという印象を持っております。
- はい。当初はこの業務で、私どもは国民の皆さま方に農業農村整備事業の環境への配慮というものを広くアピールする、PRするパンフレットの作成を予定していたのですが、パンフレット作成につきましては、もう少しより具体的な事例を交えながら効果的なものを作成すべきではないかという議論がありまして、その作成業務を抜きまして、今年度以降に持ち越しとなっています。その経費が主に抜けております。

- アンケートではなく、パンフレットです。

○ パンフレットを除いたことは妥当なわけですね。

○ あと、予定価格算定の根拠がどうなっているのかというのがよく分かりませんでした。これはどうでしょう。予定価格の算定の根拠は、これはそちらで積算されて作られたわけですね。

○ 分かりました。最後に135ページ～139ページをちょっと見ていただきたいのですが、先ほどの委員との話とも似てくるのですが、この一番上の各項目の上の方に、例えば「事業内容の妥当性・独創性」というところは、すべての参加者の点数が同じなのですね。それから「組織、経験能力、事業を行う上で適切な財政基盤、経理処理能力を要しているか」というものも、全員同じなのです。それから「事業内容に関する専門知識・的確性」も、どの会社も満点なのです。

こういう基本的なインフラ、ベーシックなところが皆さん大変素晴らしいと言いながら、点数が大きく違っているというのは何故でしょうか。本来であれば、今申し上げたこの3つの点というのは非常に重要な点で、そこがしっかりしていますが、点数はこんなにばらばらですよというのは納得がいかないような気もするのですが、いかがでしょう。

○ その点を我々は何とも言える立場にはないのですが、どうしてこんなに差があるのだろうと。基礎のところの配点がものすごく低く、それ以外のところが大きいのか、基礎の配点がもし高ければこんなに差があるはずがありませんよね。どの辺に配点の基準を置いているのかというのがよく見えないので、こういう質問になってしまうのですが、疑義が起らないような形で、何か言われたときにはちゃんと、「思うのですが」ではなくて「これはこういうことです」と言ってくださらないと、意見を聞いているわけではありませんので、よろしく願います。

○ はい。

○ はい。6ページ、7ページにこの業務の算定内容を記載しておりますけれども、私どもとしていろいろな事例等に基づいて、必要な人数であるとか、あるいは経費を算定したつもりではございます。

○ はい。委員がおっしゃるとおり、基本的に事業内容の妥当性とか、あるいは組織としての実施能力であるとか、それぞれ評価項目において必須項目がございます。この必須項目につきましてはまさにこの事業を遂行する能力の基本的な力を見ているというところがございます。必須項目については、まさしくここが欠けるようであればそもそも事業を受注する力そのものがないということから、基礎的な力はあるということ踏まえた上で、さらにこの業務の内容といいますか、特徴に合わせた、農業農村整備事業のいろいろな環境配慮に対する事例を効果的に分析できるかとか、あるいはそれをまたさらにどのように生かしていくかということに関する能力のところ若干差があったのかなということでの点数配分といいますか、こういった採点であったのかなと認識はしております。

○ はい、承知いたしました。